

淑徳大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本学は大乗仏教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、実際のな専門の学芸を教授研究し、教養ある人材を育成することを目的とする。

(教育研究上の目的等)

第1条の2 本学は、第1条の目的使命を達成するために、各学科・専攻における教育研究上の目的を次のとおりとする。

健康福祉学科 建学の理念を基礎として、現代の福祉ニーズに対応し、創造性を重視した教育を行い、福祉サービスを担う中核的人材の育成を目的とする。

社会福祉専攻 社会福祉全般の専門的知識・技術をもって、より豊かな福祉サービスを提供しうる社会福祉従事者の育成を目的とする。

介護福祉専攻 現代の介護サービスに対応すべく専門的知識・技術をもって、人間の尊厳を尊重した人間味溢れる介護福祉士の養成を目的とする。

こども学科 現代社会のニーズに応えるべく、新しい教育・保育・子育て支援を創造し、子ども分野の専門的知識、技術を備え、実践力を発揮できる人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、外部者による検証を受けるとともに、これを有効に活用するよう努めるものとする。

第1条の4 本学は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第1条の5 本学は、学術研究の信頼性と公正性を確保し、学術研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行されるよう努めるものとする。

第1条の6 同条3項の点検・評価等の実施及び第5項の研究倫理の推進に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科または専攻及びその定員は、次のとおりとする。

(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)
健康福祉学科		
社会福祉専攻	50人	100人
介護福祉専攻	40人	80人
こども学科	250人	500人

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、修業年限を超えて在籍を希望する者があるときは、教授会の議を経て、3年以上6年以内で学長が在籍を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日(授業を行わない日)は、次に掲げる各号のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 創立記念日 4月23日

四 春期休業日 3月21日から3月31日まで

五 夏期休業日 8月1日から9月20日まで

六 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は休業日を変更することができる。

3 学長は、臨時に休業日を定めることができる。

4 学長は、必要と認める場合、休業日に授業科目を開講することができる。

(授業日数)

第7条 授業日数は、試験等の日数を含め、年間35週210日を下回らないものとする。

第4章 教育課程

(授業科目)

第8条 授業科目の種類、単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲の授業をもって1単位とする。

第5章 履修方法及び学修の評価

(履修科目の登録)

第10条 学生は、毎学年度の履修登録締切日までに、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 前項により登録した以外の授業科目を履修することはできない。

3 履修登録締切日を過ぎても、履修科目を登録しない場合についての取り扱いについては、別に定める。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験の評価)

第12条 試験の評価は、S、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(試験の時期)

第13条 試験の時期は、学期末又は学年末とする。ただし、授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(追試験)

第14条 疾病、その他やむを得ない事由により受験できなかった者には、追試験の機会を与える。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第15条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在籍し、次に掲げる表により、所定の単位を取得しなければならない。

学科・専攻	科目区分	必要単位数
健康福祉学科 社会福祉専攻	教養科目	16単位以上
	専門科目	46単位以上
	計	62単位以上
介護福祉専攻	教養科目	16単位以上
	専門科目	46単位以上
	計	62単位以上
こども学科	教養科目	14単位以上
	専門科目	48単位以上
	計	62単位以上

(卒業の認定)

第 16 条 本学に 2 年以上在学し、前条に定める単位を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第 16 条の 2 前項の規定により卒業した者には、次の学位を授与する。

学 科 ・ 専 攻	学 位 の 種 類
健康福祉学科 社会福祉専攻 介護福祉専攻	短期大学士 (社会福祉) 短期大学士 (社会福祉)
こども学科	短期大学士 (保育・教育)

2 前項に関して必要な事項については別に定める。

(他の学科における授業科目の履修等)

第 17 条 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、在籍する学科以外の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、15 単位を超えない範囲で在籍する学科での履修により修得したものとして認定する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第 18 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位は、15 単位を超えない範囲で、本学における授業科目により取得したものとみなす。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 第 1 項及び前項の単位数は、合わせて 30 単位を超えないものとする。

4 本条に関して必要な事項については別に定める。

(他の学科又は他の短期大学もしくは大学における取得した単位の認定)

第 19 条 前条及び第 17 条に規定する単位数は合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の在籍する学科における授業科目の履修により修得したものとはみなすことができる。

2 前項で認定できる単位は 15 単位を超えないものとする。

3 本条に関して必要な事項については、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第 21 条 教育職員免許状を得ようとする者は、第 15 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

こども学科 幼稚園教諭二種免許状

(資格等の取得)

第 22 条 保育士の資格を得ようとする者は、こども学科において第 15 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

第 23 条 介護福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、健康福祉学科介護福祉専攻において第 15 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に基づく科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

2 前項に関して必要な事項については別に定める。

第 7 章 入学、退学、転学、休学及び除籍

(入学の時期)

第 24 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第 25 条 本学に入学することのできる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 26 条 本学に入学を志願する者は、所定の書類を、指定する期日までに提出するとともに、別表第 2 の入学検定料を納付しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

3 納付した入学検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第 27 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 選考の合否判定は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第 28 条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、入学金、授業料・施設維持費及びその他の費用を納付するとともに、所定の書類を指定する期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第 29 条 願いにより本学を退学した者が、再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 他の短期大学から、転入学を希望する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。ただし健康福祉学科介護福祉専攻への転入学は認めない。

(再入学等の単位の認定)

第 30 条 再入学する者が、退学前に取得した単位については、教授会の議を経て、学長が認定する。

2 転入学する者が、他の短期大学で取得した単位については、教授会の議を経て、学長が認定する。

(再入学者等の入学手続き)

第 31 条 再入学及び転入学に必要な手続きは、別に定める。

(保証人)

第 32 条 入学を許可された者は、保証人を定め、所定の書類をもって届け出なければならない。

2 保証人は原則として学生の父母とする。ただし、本学が認めたときはこの限りでない。

3 保証人が、死亡その他の事由で、その責務を果たせないときは、新たに保証人を選定して、届け出なければならない。

(退 学)

第 33 条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(転 学)

第 34 条 他の短期大学へ転学を希望する者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(休 学)

第 35 条 疾病、その他やむを得ない事由により、3 箇月以上修学することができない者は保証人と連署のうえ、休学を願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病のため、修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 36 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められたものについては、引き続き、更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、第 3 条 2 項の在学年限に算入しない。

3 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

(復学)

第 37 条 休学期間の満了の者又は休学期間中であっても、その事由が消滅した者は、学長の許可を得て、復学することができる。ただし、復学できる時期は、学期の始めとする。

2 疾病により休学した者が、復学する場合は、医師の診断書を必要とする。

(学科等の転籍)

第 38 条 本学の学生が特別の事由により、他の学科又は専攻に転籍を志望する学生については、教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。

2 前項に関する取り扱いは、別に定める。

(除籍)

第 39 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

一 第 3 条に規定する在学年限を超えた者

二 第 36 条に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

三 所定の期日までに授業料等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

四 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

五 入学意志を喪失した者

第 8 章 入学金、授業料、施設維持費、その他の費用

(入学金等の金額)

第 40 条 本学の入学金、授業料、施設維持費の金額は、別表第 3 のとおりとする。

(その他の費用)

第 41 条 前条に定めるもののほか、教育等に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する費用の種類、金額及び手続きについては、別に定める。

(授業料、施設維持費の納付期限)

第 42 条 授業料、施設維持費は、次の各号に掲げる期日までに、それぞれの学年において納付すべき金額の 2 分の 1 を納付しなければならない。ただし、後期分も前期分に合わせて納付することができる。

一 1 年次	前期	入学手続締切日まで
	後期	9 月 20 日まで
二 2 年次	前期	4 月 5 日まで
	後期	9 月 20 日まで

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由により、所定の期日までに納付することが困難な場合は、願い出により、延納を認めることがある。

(退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料、施設維持費)

第 43 条 学期の途中で、退学、転学あるいは除籍された者の当該学期の授業料、施設維持費は徴収する。

2 停学期間中の授業料、施設維持費は徴収する。

(休学期間中の授業料、施設維持費)

第 44 条 引き続き 6 箇月以上の休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料、施設維持費の取扱いについては、別に定める。

(復学の場合の授業料、施設維持費)

第 45 条 復学した者は、当該学期の授業料、施設維持費を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料、施設維持費)

第 46 条 学年の途中で卒業する場合の授業料、施設維持費については、別に定める。

(納付した入学金、授業料、施設維持費)

第 47 条 納付した入学金、授業料、施設維持費は原則として返還しない。ただし、次の各号に掲げる授業料、施設維持費については、この限りではない。

一 学年の授業料、施設維持費を全額納付した者が、前期中に退学した場合、又は死亡により除籍された場合の後期分の授業料、施設維持費

(入学辞退者の入学金、授業料、施設維持費)

第 48 条 入学辞退者の入学金、授業料、施設維持費の取扱いについては、別に定める。

第 9 章 教職員組織

(教職員)

第 49 条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項のほか、副学長を置くことができる。

(教員研修等)

第 49 条の 2 本学は、その教育内容の改善を図るため授業内容及び方法における研究を行うとともに年に 2 回以上の研修を実施する。

(職制)

第 50 条 職制については、別に定める。

第10章 教授会

(教授会)

第51条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 学長が定める教育研究に関する重要な事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる又は統括する教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関する規則は、別に定める。

第11章 科目履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目履修生)

第52条 本学において開設する授業科目の履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として許可することがある。

2 授業科目を履修し試験に合格した者は、所定の単位を与える。

3 科目履修料及び科目履修生についての必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第53条 他の大学若しくは短期大学（外国の大学若しくは短期大学を含む。以下、「他大学」という。）との協定に基づき、当該他大学の学生に本学が開設する授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講生とする。

3 特別聴講生の納付金その他の必要な事項は、当該他大学との協定により、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として、入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座の開設)

第55条 本学において必要があるときは、公開講座を設けることがある。

第13章 図書館

(図書館)

第56条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 紀要の発行

(紀要)

第57条 本学は、「淑徳大学短期大学部研究紀要」(以下、「紀要」という。)を発行する。

- 2 紀要は、原則として、本学の専任教育職員の研究業績を掲載し、年1回発行する。
- 3 紀要の発行に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生補導施設

(厚生補導施設)

第58条 本学に、厚生補導のために必要な施設を置く。

- 2 前項の施設の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第16章 賞 罰

(表彰)

第59条 学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第60条 本学の学則及び学内規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次に掲げる各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で、改善の見込みないと認められる者
 - 二 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなく、出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第17章 長期履修学生

(長期履修学生)

第61条 第3条第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

- 2 長期履修学生の授業科目履修等、必要な事項は別に定める。
- 3 長期履修学生の入学金・授業料・施設維持費については、別表第3のとおりとする。

附則 この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 この学則の改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条に規定する学生定員は、昭和 75 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和 61 年度		昭和 62 年度		昭和 63 年度 ～ 昭和 73 年度		昭和 74 年度		昭和 75 年度	
	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員
食物栄養学科	人 (100) 200	人 (200) 300	人 (100) 200	人 (200) 400	人 (100) 200	人 (200) 400	人 (100) 200	人 (200) 400	人 (100) 100	人 (200) 300
社会福祉学科	(250) 450	(500) 800	(250) 450	(500) 900	(250) 450	(500) 900	(250) 450	(500) 900	(250) 350	(500) 800

(注) 食物栄養学科の () 内は栄養士養成に係る定員である。

社会福祉学科の () 内は保育士養成に係る定員である。

附則 この学則の改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 この学則の改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条に規定する学生定員は、平成 11 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成 2 年度		平成 3 年度		平成 4 年度 ～ 平成 9 年度		平成 10 年度		平成 11 年度	
	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員
英語学科	300	500	300	600	300	600	300	600	200	500
国文学科	250	400	250	500	250	500	250	500	150	400

附則 1 この学則の改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成 4 年度		平成 5 年度 ～ 平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員
食物栄養学科	人 (100) 200	人 (200) 400	人 (100) 200	人 (200) 400	人 (100) 200	人 (200) 400	人 (100) 100	人 (200) 300
社会福祉学科								
社会福祉学科	(250)	(500)	(250)	(500)	(250)	(500)	(250)	(500)
社会福祉専攻	400	800	400	800	400	800	300	700
介護福祉専攻	50	100	50	100	50	100	50	100

(注) 食物栄養学科の () は栄養士養成に係る定員である。

社会福祉学科社会福祉専攻の () 内は保育養成に係る定員である。

附則 この学則の改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 この学則の改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条に規定する学生定員は、従前の規定にかかわらず平成 16 年度までの間、特に定めを設けるまで次のとおりとする。

年 度 学 科	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
食物栄養学科	人 (100) 130	人 (200) 320	人 (100) 120	人 (200) 250	人 (100) 110	人 (200) 230	人 (100) 100	人 (200) 210
社会福祉学科								
社会福祉専攻	(250) 330	(500) 720	(250) 320	(500) 650	(250) 310	(500) 630	(250) 300	(500) 610
社会福祉学科 介護福祉専攻	100	200	100	200	100	200	100	200

(注) 食物栄養学科の () は栄養士養成に係る定員である。

社会福祉学科社会福祉専攻の () 内は保育養成に係る定員である。

附則 この学則の改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附則 1 この学則の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、平成 18 年度の学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成 18 年度	
	入学定員	収容定員
	人	人
食物栄養学科	100	200
社会福祉学科		
社会福祉専攻	(200)	(450)
	250	550
社会福祉学科		
介護福祉専攻	100	200
こども学科	(50)	(50)
	50	50

(注)社会福祉学科社会福祉専攻及びこども学科の（ ）は保育士養成に係る定員である。

附則 1 この学則の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年度以前入学生については、本則第 16 条の規定にかかわらず、なお、従前の規定による。

附則 1 この学則の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年度以前入学生については、本則第 8 条の規定にかかわらず、なお、従前の規定による。

附則 1 この学則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年度以前入学生については、本則第 8 条及び第 16 条の規定にかかわらず、なお、従前の規定による。

3 第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年度の学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成 21 年度	
	入学定員	収容定員
	人	人
食物栄養学科	100	200
社会福祉学科	(200)	(400)
社会福祉専攻	250	500

社会福祉学科 介護福祉専攻	40	140
こども学科	(50) 50	(100) 100

(注)社会福祉学科社会福祉専攻及びこども学科の()は保育士養成に係る定員である。

- 附則 1 この学則の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 2 条の規定にかかわらず、平成 22 年度の学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成 22 年度	
	入学定員	収容定員
食物栄養学科	人 100	人 200
社会福祉学科	(100)	(300)
社会福祉専攻	150	400
介護福祉専攻	40	80
こども学科	(150) 150	(200) 200

(注)社会福祉学科社会福祉専攻及びこども学科の()は保育士養成に係る定員である。

- 附則 1 この学則の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 2 条の規定にかかわらず、食物栄養学科における平成 23 年度入学生の募集を停止し、学生定員は、次のとおりとする。なお、食物栄養学科の在学生在が卒業するのを待って食物栄養学科を廃止するものとする。

年 度 学 科	平成 23 年度	
	入学定員	収容定員
食物栄養学科	人 募集停止	人 100
社会福祉学科	(100)	(200)
社会福祉専攻	150	300
介護福祉専攻	40	80

こども学科	(150)	(300)
	150	300

(注)社会福祉学科社会福祉専攻及びこども学科の()は保育士養成に係る定員である。

- 附則 1 この学則の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 なお、平成 24 年度については、第 2 条の学科・入学定員に関わらず下記のとおりとする。
- 3 社会福祉学科社会福祉専攻児童福祉コースの保育士養成課程については、平成 24 年度入学生募集を停止し、学生定員は、次のとおりとする。なお、当該コースの在学生在がすべて卒業するのを待って廃止するものとする。

年 度 学 科	平成 24 年度	
	入学定員	収容定員
社会福祉学科	人	人
社会福祉専攻	50	(100)
介護福祉専攻	40	200
こども学科	40	80
	(250)	(400)
	250	400

(注) () 内数字は、保育士養成に係る定員である。

附則 この学則の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 この学則の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 12 条、第 16 条の 2、第 23 条、第 40 条及び別表第 3 については、平成 26 年度入学生から適用することとし、平成 25 年度以前の入学生は従前の規定による。

2 淑徳短期大学社会福祉学科及びこども学科は、第 2 条、第 15 条、第 16 条の 2、第 21 条、第 22 条、第 23 条、別表第 1、別表第 3 の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

